

# 静岡市報

No. 57

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

## 目次

### 条 例

- 静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例…………… 2
- 静岡科学館条例の一部を改正する条例…………… 3
- 静岡市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例…………… 4
- 静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例…………… 8
- 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例…………… 11
- 静岡市認知症対応型共同生活介護事業所条例を廃止する条例…………… 12

### 規 則

- 静岡市会計規則の一部を改正する規則…………… 12
- 静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則…………… 13
- 静岡市都市計画法施行細則の一部を改正する規則…………… 13
- 静岡市病院事業会計規則の一部を改正する規則…………… 15
- 静岡市産学交流センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… 17

### 教育委員会規則

- 静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則…………… 20

### 訓 令

- 静岡市公文書管理規程の一部改正…………… 21

### 消防本部訓令

- 静岡市消防署の組織等に関する規程の一部改正…………… 22
- 静岡市火災調査規程の一部改正…………… 22

### 葵区選挙管理委員会告示

- 公職選挙法による静岡市葵区の選挙投票区の区画を指定した告示の一部  
改正…………… 23

<本号に登載された条例のあらまし>

#### ◇ 静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例について（平成19年静岡市条例第90号）

- 1 「政策統括局」を「経営企画局」に改組することとした。（第1条関係）
- 2 「総務局」の分掌事務のうち男女共同参画に関する事務を「生活文化局」に移管することとした。（第1条関係）
- 3 上記1及び2の改正に伴い、関係条例の規定の整備を行うこととした。（附則関係）
- 4 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

#### ◇ 静岡市科学館条例の一部を改正する条例について（平成19年静岡市条例第91号）

- 1 静岡科学館に利用料金制を導入することに伴い、所要の規定を整備することとした。（第5条、第6条、第9条、別表関係）
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

#### ◇ 静岡市中心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例について（平成19年静岡市条例第92号）

- 1 弔慰金、脱退一時金及び掛金月額を変更することに伴い、所要の規定を整備することとした。（第7条、第15条、第16条、附則別表、別表関係）
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

**◇ 静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例について（平成19年静岡市条例第93号）**

- 1 設置の目的に大学等の高度で専門的な職業能力を有する人材を育成するための環境を整備することを追加することとした。（第1条関係）
- 2 実施する事業に大学等の高度で専門的な職業能力を有する人材の育成に関する支援を追加することとした。（第2条関係）
- 3 開館時間を変更することに伴い、所要の規定を整備することとした。（第3条関係）
- 4 施設を変更することに伴い、所要の規定を整備することとした。（第5条関係）
- 5 団体専用室の設置に伴い、利用者の範囲を定めることとした。（第6条関係）
- 6 演習室の優先利用について定めることとした。（第8条関係）
- 7 団体専用室の設置及びその利用の承認について定めたことに伴い、取消しの規定を整備することとした。（第15条関係）
- 8 この条例は、一部の規定を除き、平成20年4月1日から施行することとした。

**◇ 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について（平成19年静岡市条例第94号）**

- 1 「企業局」を「上下水道局」に改正することとした。（第6条関係）
- 2 上記1の改正に伴い、関係条例の規定の整備を行うこととした。（附則関係）
- 3 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

**◇ 静岡市認知症対応型共同生活介護事業所条例を廃止する条例について（平成19年静岡市条例第95号）**

- 1 静岡市有永グループホームの廃止に伴い、当該条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

## 条 例

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第90号

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中「政策統括局」を「経営企画局」に改め、同条経営企画局の事務分掌に次のように加える。

（3）分権及び行財政改革の推進に関する事項

第1条総務局の事務分掌（7）を削り、同条生活文化局の事務分掌中（6）を（7）とし、（5）を（6）とし、（4）を（5）とし、同事務分掌（3）の次に次のように加える。

（4）男女共同参画に関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(静岡市行財政改革推進審議会条例の一部改正)

- 2 静岡市行財政改革推進審議会条例（平成15年静岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総務局」を「経営企画局」に改める。

(静岡市男女共同参画推進条例の一部改正)

- 3 静岡市男女共同参画推進条例（平成15年静岡市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第30条中「総務局」を「生活文化局」に改める。

---

静岡科学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第91号

静岡科学館条例の一部を改正する条例

静岡科学館条例（平成15年静岡市条例第349号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

(科学館の利用料金)

第 5 条 科学館に入館しようとする者は、第 8 条第 2 項の利用料金を指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、第 8 条第 2 項の利用料金（特別の陳列をする場合において、利用料金を増額したときは、当該増額分を除く。）を無料とする。

- (1) 市内に居住する70歳以上の者
- (2) 小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者
- (3) 小学校の就学の始期に達していない者

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条に次の 4 項を加える。

- 2 市長は、指定管理者に科学館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の

承認を受けて定める。

4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第 9 条を第 8 条とし、第 10 条から第 15 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

| 利用区分 | 単位         | 利用料金の限度額 |
|------|------------|----------|
| 個人   | 1 人 1 日につき | 500 円    |
| 団体   | 1 人 1 日につき | 400 円    |
| 定期入館 | 1 人 1 年につき | 3,000 円  |

備考

1 「団体」とは、20 人以上をいう。

2 特別の陳列をする場合は、その期間内に限り、市長は、利用料金の限度額を増額することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の静岡科学館条例の規定は、この条例の施行の日以後の科学館への入館について適用し、同日前の科学館への入館については、なお従前の例による。

---

静岡市中心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 12 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 92 号

静岡市中心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

静岡市中心身障害者扶養共済条例（平成 16 年静岡市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表中

|      |
|------|
| 2万円  |
| 5万円  |
| 10万円 |

を

|           |
|-----------|
| 5万円       |
| 12万5,000円 |
| 25万円      |

に改め、

同条第2項の表中

|      |
|------|
| 2万円  |
| 5万円  |
| 10万円 |

を

|           |
|-----------|
| 5万円       |
| 12万5,000円 |
| 25万円      |

に改める。

第16条第2項の表中

|      |
|------|
| 3万円  |
| 5万円  |
| 10万円 |

を

|           |
|-----------|
| 7万5,000円  |
| 12万5,000円 |
| 25万円      |

に改め、

同条第3項の表中

|      |
|------|
| 3万円  |
| 5万円  |
| 10万円 |

を

|           |
|-----------|
| 7万5,000円  |
| 12万5,000円 |
| 25万円      |

に改め、

同条第4項第1号の表中

|      |
|------|
| 3万円  |
| 5万円  |
| 10万円 |

を

|           |
|-----------|
| 7万5,000円  |
| 12万5,000円 |
| 25万円      |

に改め、

|            |       |   |               |       |
|------------|-------|---|---------------|-------|
| 同項第 2 号の表中 | 3 万円  | を | 7 万 5, 000 円  | に改める。 |
|            | 5 万円  |   | 12 万 5, 000 円 |       |
|            | 10 万円 |   | 25 万円         |       |

附則別表を次のように改める。

附則別表

| 昭和 61 年 4 月 1 日現在の年齢 | 基本掛金の月額   |
|----------------------|-----------|
| 35 歳未満               | 5, 600 円  |
| 35 歳以上 40 歳未満        | 6, 900 円  |
| 40 歳以上 45 歳未満        | 8, 700 円  |
| 45 歳以上               | 10, 600 円 |

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

| 加入時又は口数追加時の年齢 | 基本掛金又は口数追加掛金の月額 |
|---------------|-----------------|
| 35 歳未満        | 9, 300 円        |
| 35 歳以上 40 歳未満 | 11, 400 円       |
| 40 歳以上 45 歳未満 | 14, 300 円       |
| 45 歳以上 50 歳未満 | 17, 300 円       |
| 50 歳以上 55 歳未満 | 18, 800 円       |
| 55 歳以上 60 歳未満 | 20, 700 円       |
| 60 歳以上 65 歳未満 | 23, 300 円       |

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において静岡市中心身障害者扶養共済制度（以下「市共済制度」という。）に加入している者及び附則第 2 項又は第 6 項の規定により市共済制度に加入したとみなされた者（附則第 5 項又は第 9 項の適用を受ける者を除く。）は、第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定（附則第 3 項又は第 7 項の規定に

より読み替えて適用される場合を含む。)にかかわらず、施行日の属する月から、規則の定めるところにより、加入時又は口数追加時(第4条第2号の規定に該当する者として市共済制度に加入したものについては他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度への加入時、第6条第2項の規定により申込みをし、口数追加の承認を受けた者については他の地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度における口数追加時、附則第2項又は第6項の規定により市共済制度に加入したとみなされた者については静岡県その他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度への加入時)の年齢に応じ、次の表に定める額の基本掛金又は口数追加掛金を市に納付しなければならない。

| 加入時又は口数追加時の年齢 | 基本掛金又は口数追加掛金の月額 |
|---------------|-----------------|
| 35歳未満         | 5,600円          |
| 35歳以上40歳未満    | 6,900円          |
| 40歳以上45歳未満    | 8,700円          |
| 45歳以上50歳未満    | 10,600円         |
| 50歳以上55歳未満    | 11,600円         |
| 55歳以上60歳未満    | 12,800円         |
| 60歳以上65歳未満    | 14,500円         |

- 3 市は、施行日の前日において市共済制度に加入している者及び附則第2項又は第6項の規定により市共済制度に加入したとみなされた者(以下「改正前加入者」という。)の生存中にその扶養する心身障害者が死亡し、又は改正前加入者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、第15条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該改正前加入者又はその遺族に対し、加入期間(市共済制度への加入の日(第18条第1項第2号ただし書の規定により加入者としての地位を失っていない者にあつては、口数追加の日)から当該改正前加入者の扶養する心身障害者が死亡した日の属する月の末日までの継続する期間をいう。)に応じ、次の表に定める額の弔慰金を支給する。この場合において、当該改正前加入者が口数追加の承認を受けた者(第18条第1項第2号ただし書の規定により加入者としての地位を失っていない者を除く。)であるときは、口数追加期間(口数追加の日から当該改正前加入者の扶養する心身障害者が死亡した日の属する月の末日までの継続する期間をいう。)に応じ、次の表に定める額を加算する。

| 加入期間又は口数追加期間 | 弔慰金又は加算の額    |
|--------------|--------------|
| 1 年以上 5 年未満  | 3 万円         |
| 5 年以上 20 年未満 | 7 万 5, 000 円 |
| 20 年以上       | 15 万円        |

- 4 市は、改正前加入者が脱退の申出をしたとき、又は口数追加の承認を受けた者である改正前加入者が口数の減少の申出をしたときは、第16条第2項から第4項までの規定にかかわらず、当該改正前加入者に対し、加入期間（市共済制度への加入の日（第18条第1項第2号ただし書の規定により加入者としての地位を失っていない者にあつては、口数追加の日）から当該改正前加入者が脱退又は口数の減少を申し出た日の属する月の末日までの継続する期間をいう。）に応じ、次の表に定める脱退一時金又は口数減少一時金を支給する。この場合（脱退一時金を支給する場合に限る。）において、当該改正前加入者が口数追加の承認を受けた者（第18条第1項第2号ただし書の規定により加入者としての地位を失っていない者を除く。）であるときは、口数追加期間（口数追加の日から当該改正前加入者が脱退を申し出た日の属する月の末日までの継続する期間をいう。）に応じ、次の表に定める額を加算する。

| 加入期間又は口数追加期間  | 脱退一時金若しくは口数減少一時金又は加算の額 |
|---------------|------------------------|
| 5 年以上 10 年未満  | 4 万 5, 000 円           |
| 10 年以上 20 年未満 | 7 万 5, 000 円           |
| 20 年以上        | 15 万円                  |

静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第93号

静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例

静岡市産学交流センター条例（平成16年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「活用する」を「活用し、及び高度で専門的な職業能力を有する人材を育成す



る」に改める。

第 2 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 大学等による高度で専門的な職業能力を有する人材の育成に関する支援

第 3 条中「午前 10 時から午後 9 時」を「午前 9 時 30 分から午後 10 時」に、「第 16 条」を「第 19 条」に改める。

第 22 条を第 25 条とし、第 21 条を第 24 条とする。

第 20 条第 2 号中「センターの施設」を「施設等」に改め、同条第 3 号中「センターの施設及び設備」を「施設等」に改め、同条を第 23 条とする。

第 19 条を第 22 条とし、第 15 条から第 18 条までを 3 条ずつ繰り下げる。

第 14 条中「第 12 条」を「第 15 条」に改め、同条を第 17 条とする。

第 13 条を第 16 条とする。

第 12 条第 2 号中「第 6 条各号」を「第 9 条各号」に改め、同条第 4 号中「第 5 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改め、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加え、同条を第 15 条とする。

(5) 第 6 条に規定する承認を取り消されたとき（団体専用室の利用に限る。）。)

第 11 条を第 14 条とし、第 8 条から第 10 条までを 3 条ずつ繰り下げる。

第 7 条中「第 5 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改め、同条を第 10 条とする。

第 6 条第 2 号中「センターの施設又は設備」を「施設等」に改め、同条を第 9 条とする。

第 5 条第 1 項中「別表に掲げる」を「センターの」に改め、同条を第 7 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(優先利用)

第 8 条 団体専用室の利用の許可を受けたものは、演習室の利用について、他に優先することができる。

第 4 条の次に次の 2 条を加える。

(施設)

第 5 条 センターの施設は、次のとおりとする。

(1) 大会議室

(2) 小会議室

(3) 演習室

(4) プレゼンテーションルーム

(5) 団体専用室

(6) 前各号に掲げる施設に附帯する施設

(団体専用室の利用者の範囲)

第 6 条 センターの施設のうち団体専用室を利用することができるものは、大学等のうち市長が団体専用室を長期的かつ独占的に利用する必要があると認めて承認したものとす。

別表を次のように改める。

別表第 1 (第 10 条関係)

### 1 施設使用料

| 室名                   | 面積   | 使用料                     |                        |                                    |                        |                         |                                    |                         |                                  |
|----------------------|------|-------------------------|------------------------|------------------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------------------|-------------------------|----------------------------------|
|                      |      | 午前 9 時<br>30分から<br>正午まで | 午後 1 時<br>から午後<br>3時まで | 午後 3 時<br>30分から<br>午後 5 時<br>30分まで | 午後 6 時<br>から午後<br>8時まで | 午後 8 時<br>から午後<br>10時まで | 午前 9 時<br>30分から<br>午後 5 時<br>30分まで | 午後 1 時<br>から午後<br>10時まで | 午前 9 時<br>30分から<br>午後 10 時<br>まで |
| 大会議室                 | 126㎡ | 5,000円                  | 4,000円                 | 4,000円                             | 4,800円                 | 4,800円                  | 13,000円                            | 17,600円                 | 22,600円                          |
| 小会議室 1               | 61㎡  | 2,410円                  | 1,930円                 | 1,930円                             | 2,310円                 | 2,310円                  | 6,270円                             | 8,480円                  | 10,890円                          |
| 小会議室 2               | 53㎡  | 2,100円                  | 1,680円                 | 1,680円                             | 2,010円                 | 2,010円                  | 5,460円                             | 7,380円                  | 9,480円                           |
| 演習室 1                | 57㎡  | 2,250円                  | 1,800円                 | 1,800円                             | 2,160円                 | 2,160円                  | 5,850円                             | 7,920円                  | 10,170円                          |
| 演習室 2                | 56㎡  | 2,210円                  | 1,770円                 | 1,770円                             | 2,120円                 | 2,120円                  | 5,750円                             | 7,780円                  | 9,990円                           |
| 演習室 3                | 70㎡  | 2,770円                  | 2,220円                 | 2,220円                             | 2,660円                 | 2,660円                  | 7,210円                             | 9,760円                  | 12,530円                          |
| 演習室 4                | 78㎡  | 3,080円                  | 2,470円                 | 2,470円                             | 2,960円                 | 2,960円                  | 8,020円                             | 10,860円                 | 13,940円                          |
| プレゼン<br>テーション<br>ルーム | 179㎡ | 7,100円                  | 5,680円                 | 5,680円                             | 6,810円                 | 6,810円                  | 18,460円                            | 24,980円                 | 32,080円                          |

### 2 設備(特殊機器)使用料

| 区 分           | 数量単位 | 使用単位 | 使用料    |
|---------------|------|------|--------|
| パソコン          | 1 台  | 1 回  | 100円   |
| ビデオプロジェクター(大) | 一式   | 1 回  | 1,000円 |
| ビデオプロジェクター(小) | 一式   | 1 回  | 500円   |
| 現物投影機         | 1 台  | 1 回  | 500円   |
| ビデオデッキ(移動用)   | 1 台  | 1 回  | 500円   |
| DVDプレーヤー(移動用) | 1 台  | 1 回  | 500円   |
| スクリーン(移動用)    | 1 台  | 1 回  | 100円   |
| テレビ会議システム     | 一式   | 1 回  | 600円   |

備考 使用単位 1 回当たりの使用時間は、1 時間以内とする。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 10 条関係)

| 区分    | 面積               | 単位          | 金額         |
|-------|------------------|-------------|------------|
| 団体専用室 | 23m <sup>2</sup> | 1 室 1 年間につき | 1,420,000円 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 前項本文に規定するこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の静岡市産学交流センターの施設又は設備（以下「施設等」という。）の利用に係る許可（団体専用室の利用に係る承認を含む。）の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の静岡市産学交流センター条例の規定は、施行日以後の施設等の利用に関し、前項の規定の施行の日以後にした許可から適用し、同日前にした許可については、なお従前の例による。

---

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第94号

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「企業局」を「上下水道局」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成15年静岡市条例第298号)の一部を次のように改正する。

第7条及び第19条第2項中「企業局管理規程」を「上下水道局管理規程」に改める。

---

静岡市認知症対応型共同生活介護事業所条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年12月12日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第95号

静岡市認知症対応型共同生活介護事業所条例を廃止する条例

静岡市認知症対応型共同生活介護事業所条例(平成15年静岡市条例第144号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## 規 則

静岡市規則第93号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年11月22日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則(平成15年静岡市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第141条を次のように改める。

(納付の日に払戻しをする入札保証金の出納)

第141条 主管の長は、入札保証金を納付の日に払い戻す場合は、納入義務者をして納付書により現金出納員等に納付させることができる。

2 主管の長は、前項の規定により納付させた入札保証金を払い戻すときは、前条第2項の規定にかかわらず、領収証書に払出しの理由を付記し、納入義務者をして現金出納員

等に提出させなければならない。

- 3 現金出納員等は、前項の規定により領収証書の提出を受けたときは、これと引換えに当該入札保証金を払い戻さなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

#### 静岡市規則第94号

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年11月22日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防団の組織等に関する規則（平成15年静岡市規則第257号）の一部を次のように改正する。

別表第1 静岡消防団の表第28分団の項中「静岡葵区羽鳥83番地の1」を「静岡市葵区羽鳥本町11番3号」に改め、「羽鳥四丁目」の次に「、羽鳥五丁目、羽鳥六丁目、羽鳥七丁目」を、「羽鳥大門町」の次に「、羽鳥本町」を加える。

附 則

この規則は、平成19年11月23日から施行する。

---

#### 静岡市規則第95号

静岡市都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年11月29日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

静岡市都市計画法施行細則（平成15年静岡市規則第208号）の一部を次のように改正する。  
第5条の次に次の2条を加える。

（国又は都道府県等の開発行為の協議の申出）

第5条の2 法第34条の2第1項の規定による開発行為の協議（以下「開発協議」という。）をしようとする者は、開発行為協議申出書（様式第11号の2）に市長が必要と認める書

類を添付して、市長に申し出なければならない。

(国又は都道府県等の開発行為協議成立書の交付)

第 5 条の 3 市長は、開発協議が成立したときは、開発行為協議成立書（様式第 11 号の 3）を当該開発協議の申出者に交付する。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

(国又は都道府県等の開発行為の変更協議の申出)

第 8 条の 2 法第 35 条の 2 第 4 項の規定において準用する法第 34 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の変更の協議（以下「変更協議」という。）をしようとする者は、開発行為変更協議申出書（様式第 14 号の 2）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申し出なければならない。

(国又は都道府県等の開発行為変更協議成立書の交付)

第 8 条の 3 市長は、変更協議が成立したときは、開発行為変更協議成立書（様式第 14 号の 3）を当該開発協議の申出者に交付する。

様式第 10 号中

「  
開発行為許可書 を  
」

「  
第 号  
年 月 日 に  
開発行為許可書  
」

改める。

様式第 11 号の次に次の 2 様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第 13 号中

「  
開発行為変更許可書 を  
」

「  
第 号  
年 月 日 に  
開発行為変更許可書  
」

改める。

様式第14号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第18号中

「

工事完了公告前の建築の承認書

を

」

「

第 号

年 月 日 に

工事完了公告前の建築の承認書

」

改める。

様式第26号中

「

地位の承継の承認書

を

」

「

第 号

年 月 日 に

地位の承継の承認書

」

改める。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

---

静岡市規則第96号

静岡市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年11月30日

静岡市長 小 嶋 善 吉

## 静岡市病院事業会計規則の一部を改正する規則

静岡市病院事業会計規則（平成15年静岡市規則第160号）の一部を次のように改正する。

目次中「第87条」を「第87条の4」に改める。

第1条中「特例」の次に「その他必要な事項」を加える。

第87条の次に次の3条を加える。

## （使用料の額）

第87条の2 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の目的外使用につき徴収する使用料（以下「使用料」という。）の額については、静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（平成15年静岡市条例第59号）の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により使用料を算定することが適当でないと認めるときは、市長は、当該行政財産の価額、使用条件その他の事情を考慮し、使用料の額を決定するものとする。

第87条の3 使用料は、前納とする。ただし、使用期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収する。

## （使用料の減額又は免除）

第87条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（1）国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公用又は公益事業の用に供するとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

## 附 則

## （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

## （経過措置）

2 改正後の静岡市病院事業会計規則第87条の2から第87条の4までの規定は、この規則の施行の日以後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可（以下「目的外使用の許可」という。）に係る使用料について適用し、同日前の目的外使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。



## 静岡市規則第97号

静岡市産学交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年12月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市産学交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市産学交流センター条例施行規則（平成16年静岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（団体専用室の利用団体の承認の申請等）

第1条の2 条例第6条に規定する市長の承認（以下「団体専用室の利用団体の承認」という。）を受けようとする団体の代表者は、静岡市産学交流センター団体専用室利用団体承認申請書（様式第1号）に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、静岡市産学交流センター団体専用室利用団体承認書（様式第1号の2）を交付する。

3 団体専用室の利用団体の承認の期間は、3年以内とする。

第2条第1項中「第5条前段」を「第7条前段」に、「(様式第1号)」を「(様式第1号の3)」に改め、同条第2項中「9月前」を「6月前」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、団体専用室の利用団体の承認を受けた者が演習室の利用の許可を受けようとする場合又は大学等の知的資産を産業経済の分野に活用させることを目的として一定の期間を通じて実施する講義、演習、会議等のため、センターの施設等の利用の許可を受けようとする場合にあつては、利用日の属する月の6月前に応答する日前においても、当該申請書を提出することができる。

第5条第1項中「第5条後段」を「第7条後段」に改める。

第6条第1項中「第8条」を「第11条」に改める。

第7条第1項中「第9条第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に改める。

第10条中「第17条」を「第20条」に改める。

様式第 1 号中「第 5 条」を「第 7 条」に、

「

|       |             |   |
|-------|-------------|---|
| 利用年月日 | 年 月 日 ( 曜日) | を |
|-------|-------------|---|

」

「

|      |                               |   |
|------|-------------------------------|---|
| 利用日  | 年 月 日 ( 曜日) から 年 月 日 ( 曜日) まで | に |
| 又は   |                               |   |
| 利用期間 |                               |   |

」

改め、同様式を様式第 1 号の 3 とし、同様式の前に次の 2 様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第 2 号中

「

|       |             |   |
|-------|-------------|---|
| 利用年月日 | 年 月 日 ( 曜日) | を |
|-------|-------------|---|

」

「

|      |                               |   |
|------|-------------------------------|---|
| 利用日  | 年 月 日 ( 曜日) から 年 月 日 ( 曜日) まで | に |
| 又は   |                               |   |
| 利用期間 |                               |   |

」

改める。

様式第 3 号中「第 5 条後段」を「第 7 条後段」に、

「

|           |             |            |       |   |
|-----------|-------------|------------|-------|---|
| 既に受けた許可番号 |             | 既に受けた許可年月日 | 年 月 日 | を |
| 利 用 年 月 日 | 年 月 日 ( 曜日) |            |       |   |

」

「

|           |  |            |       |    |
|-----------|--|------------|-------|----|
| 既に受けた許可番号 |  | 既に受けた許可年月日 | 年 月 日 | に、 |
|-----------|--|------------|-------|----|

」

「

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 利用責任者電話 |  |  |
|---------|--|--|

を

」

「

|           |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 利用責任者電話   |                 |                 |
| 利用日又は利用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで |

に

」

改める。

様式第 4 号中

「

|           |              |            |       |
|-----------|--------------|------------|-------|
| 既に受けた許可番号 |              | 既に受けた許可年月日 | 年 月 日 |
| 利用年月日     | 年 月 日 ( 曜日 ) |            |       |

を

」

「

|           |  |            |       |
|-----------|--|------------|-------|
| 既に受けた許可番号 |  | 既に受けた許可年月日 | 年 月 日 |
|-----------|--|------------|-------|

に、

」

「

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 利用責任者電話 |  |  |
|---------|--|--|

を

」

「

|           |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 利用責任者電話   |                 |                 |
| 利用日又は利用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 年 月 日から 年 月 日まで |

に

」

改める。

様式第 5 号中「第 6 条」を「第 11 条」に、

「

|       |       |
|-------|-------|
| 利用年月日 | 年 月 日 |
|-------|-------|

を

」

「  
利用日又は利用期間 年 月 日から  
年 月 日まで に  
」

改める。

様式第 7 号中

「  
利用年月日 年 月 日 を  
」

「  
利用日又は利用期間 年 月 日から  
年 月 日まで に  
」

改める。

様式第 8 号中「第 17 条」を「第 20 条」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の次に 1 条を加える改正規定、第 2 条第 1 項中「様式第 1 号」を「様式第 1 号の 3」に改める改正規定、同条第 2 項の改正規定及び様式第 1 号を様式第 1 号の 3 とし、同様式の前に 2 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

## 教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第 21 号

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 19 年 11 月 21 日

静岡市教育委員会

委員長 後藤 康雄

## 静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡市立高等学校学則（平成19年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「720人」を「680人」に改める。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**訓 令**

## 静岡市訓令第39号

各局

静岡市公文書管理規程（平成15年静岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成19年12月13日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 部等 静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号。以下「事務分掌規則」という。）第3条に規定する公室及び部、同規則第3条の2に規定する調整室（以下「調整室」という。）並びに静岡市会計管理者の補助組織に関する規則（平成17年静岡市規則第19号。以下「会計管理者の補助組織に関する規則」という。）第1条に規定する会計室をいう。

第2条第4号中「収入役の補助組織に関する規則」を「会計管理者の補助組織に関する規則」に、「収入役室長」を「会計室長」に改める。

第4条第1項中「収入役の補助組織に関する規則」を「会計管理者の補助組織に関する規則」に改める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第12号

消防防災局  
各消防署

静岡市消防署の組織等に関する規程（平成15年静岡市消防本部本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成19年11月19日

静岡市消防長 岡村 一博

別表の1 静岡市追手町消防署の表山崎出張所の項中「羽鳥四丁目」の次に「、羽鳥五丁目、羽鳥六丁目、羽鳥七丁目」を、「羽鳥大門町」の次に「、羽鳥本町」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年11月23日から施行する。

静岡市消防本部訓令第13号

消防防災局  
各消防署

静岡市火災調査規程（平成15年静岡市消防本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

平成19年11月26日

静岡市消防長 岡村 一博

第28条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 自動車に係る火災であるとき 自動車の火災等事故に係る報告について（平成19年9月25日消防予第335号・消防技第69号・消防特第132号消防庁次長通知）に定める自動車に係る火災等事故報告書

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 葵区選挙管理委員会告示

静岡市葵区選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法による静岡市葵区の選挙投票区の区画を指定した告示（平成17年静岡市葵区選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

平成19年11月21日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

1 の表及び 2 の表中

「

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 第48投票区 | 羽鳥、羽鳥三丁目の一部（除自 1 番至 7 番） |
|--------|--------------------------|

を

」

「

|        |  |
|--------|--|
| 第48投票区 | 羽鳥、羽鳥三丁目の一部（除自 1 番至 7 番）、羽鳥五丁目、羽鳥六丁目、羽鳥七丁目及び羽鳥本町 |
|--------|--|

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成19年11月23日から施行する。